

配偶者からの暴力について

～いわゆるドメスティックバイオレンス～

そもそも配偶者からの暴力とは何でしょうか？

配偶者からの暴力は、家庭内で行われるため、外部からの発見は困難です。しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、周囲も気が付かないうちに暴力が激化し深刻化しやすいのです。

身体的暴力＝なぐったり、けったりすること、物を投げつける、突き飛ばすなど。

精神的暴力＝人格を否定するよつな暴言を吐く、無視をしたり、監視したりする。

性的暴力＝嫌がっているのに性行為を強要する、見たくないポルノビデオを見せる、避妊に協力しないことなど。

その他＝子を利用した暴力、子どもを取り上げる、社会的に孤立させるなど。

こんなとき

どうしたらよいか？

周りの人が分かってくれない

自分の人格を守るために支持してくれる人や、公の相談機関に早く相談しましょう。

自分や家の恥になるので内密にしたいのですが

公の相談機関は、個人の情報や秘密を必ず守ります。

暴力がひどく病院にかかるほどなので、別居して生活したいのですが

「配偶者から逃げたい」と市の家庭児童相談室に相談すれば、誰にも分からない所に一定期間避難することができます。ただし、避難している間は、人に会うことも連絡することもできません。その期間に専門家が今後の生活についての相談に乗ってくれます。

被害者の安全を守るために

暴力によって、心まで支配されてしまうので、逃げることでできない状態になってしまっていることがあります。

また、子どものことを考えたり、仕事を辞めなければならなかったり、収入の道が途絶えるなど、失うものが多いため逃げることをためらうこともあります。しかしながら、最優先されるべきことは被害

者の身の安全です。

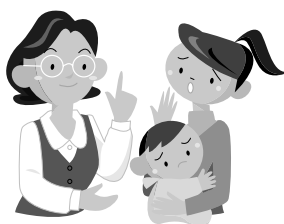
身の安全確保のために警察や配偶者暴力相談センターに相談して、裁判所から保護命令を出してもらうことができます。例えば、被害者および同伴する子への6カ月の接見禁止、住宅からの退去命令（2カ月間）が加害者へ発令されます。違反した場合は、罰則があります。

配偶者からの暴力があったら相談連絡しましょう

連絡先 市役所児童課家庭児童相談室（内線166）

岐阜県配偶者暴力相談支援センター（☎058 274 7377）

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>）



詳しくは、市役所児童課家庭児童相談室へどうぞ。

配偶者暴力防止法が改正されます

配偶者暴力防止法が、平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

- Ⅰ 保護命令制度の拡充
 1. 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 2. 電話などを禁止する保護命令
 3. 被害者の親族などへの接近禁止命令
- Ⅱ 市町村基本計画の策定の努力義務